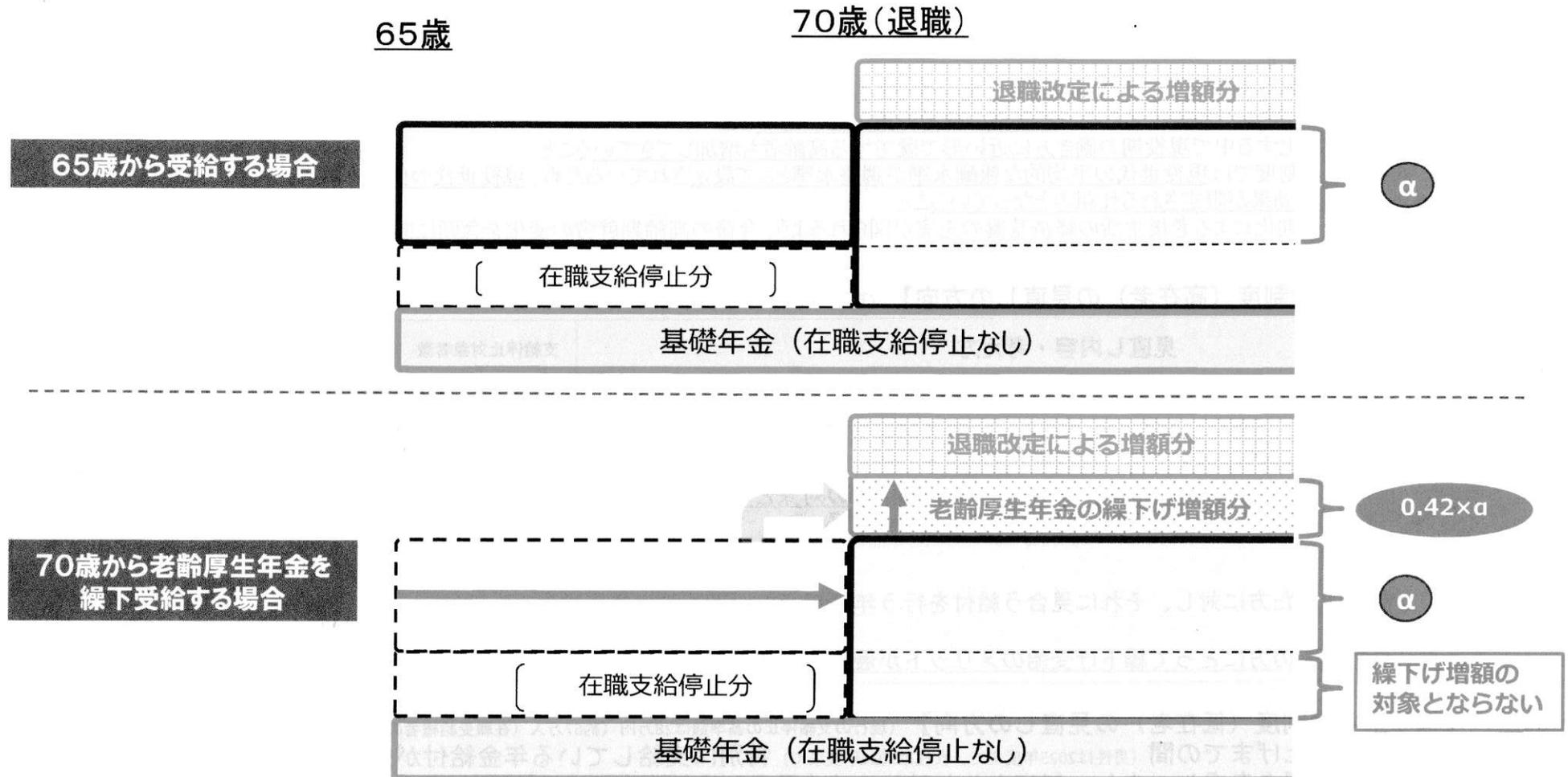


在職老齢年金制度と繰下げ受給の関係

- 65歳以降も厚生年金加入で就労し、(仮に65歳から年金受給を開始した場合に)在職老齢年金制度により年金の全部または一部が支給停止される者については、在職支給停止相当分は繰下げによる増額の対象とならない。

※ 受給開始時期の選択にかかわらず在職老齢年金制度を適用するための措置であり、繰下げ受給者を不利に扱うものではない。

70歳まで厚生年金加入で就労し、年金の一部が在職支給停止される場合のイメージ



(注1) 在職支給停止は賃金と厚生年金の合計額が47万円(現役世代の平均月収相当)を上回る場合に限って行われる(支給停止額は合計額から47万円を差し引いた額の半額)。

(注2) 在職支給停止により年金が全額支給停止になる場合については、繰下げによる増額は無い。